

## 大津市ごみ集積所用鳥獣対策用ネット貸与要領

### (目的)

第1条 この要領は、本市が収集する家庭ごみの集積所（以下「集積所」という。）において、鳥獣対策用ネット（以下「ネット」という。）を貸与することにより、カラス、猫等の鳥獣によるごみの散乱被害を防止し、もって集積所周辺の衛生及び環境の保持を図ることを目的とする。

### (貸与対象者)

第2条 ネットの貸与対象は、自治会の代表者又はごみ集積所に家庭廃棄物を排出する代表者とする。

### (貸与するネットの種類及び枚数)

第3条 貸与するネットは、大（約3m×約4m）、小（約2m×約3m）の2種類とし、予算の範囲内で貸与する。

2 ネットの貸与は、集積所1箇所につき1枚とする。

### (貸与の申請)

第4条 ネットの貸与を希望する団体は、大津市ごみ集積所用鳥獣対策用ネット貸与申請書（様式第1号）又は電子申請により市長に提出するものとする。

### (貸与の決定及び受領)

第5条 市長は、前条の申請に基づき、同一集積所における重複申請の有無などを確認し、ネットを貸し付けることが適当と認める場合は、貸与を決定し、無償で貸与するものとする。

2 貸与するネットは、原則、廃棄物減量推進課窓口で受け渡しするものとする。ただし、特別な事情により廃棄物減量推進課窓口での受け渡しが困難な場合、市長が特に必要があると認めるときは、その他の方法で受け渡しすることができる。

### (貸与条件)

第6条 ネットの貸与を受けた団体は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 常にネットを清潔に保ち、丁寧に取り扱うこと。
- (2) ネットの使用にあたっては、歩行者や自動車などの通行上の妨げとならないよう安全の確保に努めるとともに、紛失、盗難、破損等のないように維持管理すること。
- (3) ネットの目的外使用や第三者への譲渡、転貸及び売却はしないこと。
- (4) ネットの使用に際して生じた事故及び損害等については、全て自己の責任において処理すること。
- (5) ネットの修繕等に必要な費用については負担すること。
- (6) その他本市の指示に従うこと。

### (貸与の期間)

第7条 ネットの貸与期間は、申請者がネットを受領した日から、次のいずれかに該当す

るときまでとする。

(1) 修繕ができない破損などの事由によりネットが使用できなくなったとき。

(2) 前条の貸与条件を守ることができなくなったとき。

(3) ネットを必要としなくなったとき。

2 前項の規定により貸与期間が満了した場合は、すみやかに市長あてにネットを返却しなければならない。ただし、前項1号の規定によるものは、この限りでない。

(免責)

第8条 ネットの使用に起因して生じた事故及び損害等については、市は責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年11月1日から施行する。